

消費者トラブル注意報

2019年(平成31年)1月10日

宅配便業者をかたる不審なSMSは 無視!

◎佐川急便の不在届をかたり、URLから偽のサイトに誘導された事例も・・・

2018年7月ごろから、宅配便業者（佐川急便）をかたる不審なSMS（ショートメッセージサービス）に関する相談があります。

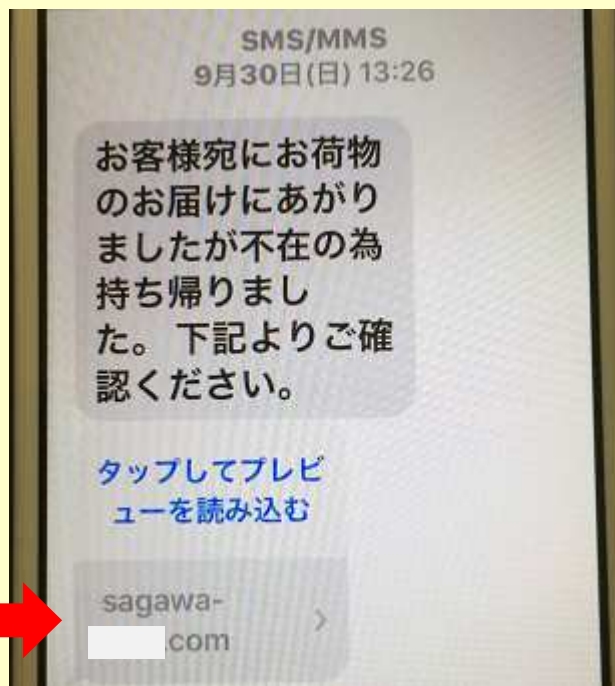
下のURLをタップすると「偽サイト」に誘導されて、スマートフォンに不審なアプリがインストールされた結果、

「勝手に大量のSMSを送信された」

「身に覚えのない料金が電話代金と一緒に引き落とされた。(決済された)」

という相談があります。

ここをタップすると「そっくりの偽サイト」に誘導されてしまう。



! 消費生活相談員からのアドバイス

- 現在、佐川急便では、SMSによる不在通知の案内は行っていません。
「宅配便の不在」なので信じてしまいがちですが、送信元不明の不審なSMSは疑い、URLをタップせず、無視してください。
- 機種によって、不正アプリがインストールされる場合があるようです。
詳しい情報は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしてください。
- SMSでは、アマゾンやヤフーなど大手通販業者をかたって「有料動画の未納料金が発生しています」などと送りつける架空請求メール詐欺の手口もあります。
不審なSMSは、無視してください。落ち着いて対応しましょう。

消費生活相談



～「おかしいな」「本当かな?」と思ったら、すぐに相談しましょう～

福山市消費生活センター ☎ (084)928-1188

消費者ホットライン **188** からつながります。

※イラストは「消費者庁イラスト集」から利用しています。